

議 第 二 号

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十七年三月十五日

提 出 者

議 員	提 出 者
佐藤嘉郎	相沢芳則
植田耕資	赤間次彦
正木満之	小山勇朗
加藤栄一	屋代光一
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃

仙台市議会議長
鈴木繁雄様

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

議員報酬の減額措置の適用期間を延長するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。